

豊中市教育 ICT 基盤再整備業務 公募型プロポーザル実施要領

1 背景・目的

学校教育の充実が求められている一方で、学校現場が抱える課題は複雑化、多様化しており、教職員が子どもたちに向き合い、充実した教育を進めていく時間を確保することは年々難しくなっている。このような状況を改善し効率的に校務を進めていくことができるよう、ICT 環境を整備することが急務となっている。

効率的に校務を進めていくうえで、これらの ICT 環境を再整備し、全体最適化を図ることが必要となっている。また、大規模災害や感染症拡大などの緊急時でも学校教育の継続が担保できるような環境整備も求められている。さらに、情報システムで取り扱う範囲が拡大しているところであり、これらの ICT 環境の再整備にあたっては、情報セキュリティを考慮したシステムを構築する必要がある。

こういったさまざまな要件を踏まえたうえでセキュリティと利便性を両立しながら、教職員が校務や授業に確実かつ効率的に取り組める環境を構築していくことが喫緊の課題となっている。それらの課題解決のためには、端末、サーバ、ネットワーク、及びセキュリティ等に関する広範な見識にもとづく設計が求められる。また、あわせて、端末等の機器入替やアプリケーションの導入にあたっては、業務の継続性を可能な範囲で最大限に担保したうえで実施する必要がある。これらの要件を満たす事業内容について提案を受け、最適な提案を比較検討して業者選定をする必要があるため、公募型プロポーザル方式を採用するものである。

この実施要領については、公募型プロポーザルを効果的かつ適正に行うことができるよう、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務の名称

豊中市教育 ICT 基盤再整備業務

(2) 業務の内容

別添「豊中市教育 ICT 基盤再整備業務に係る仕様要件及び企画提案依頼書」による。

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

(4) 提案上限額

315,007 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- ・上記の費用は構築期間中に係る費用のみであり、運用期間中に係る費用（運用・保守等費用）を含まない。
- ・上記の構築期間中に係る費用（構築フェーズ見積書）の提示とあわせて、構築終了後 5 年間の運用・保守に必要な運用フェーズ見積書をあわせて提出するものとする。これには、機器借り上げ費用、ユーザライセンス費用、保守費用、回線費用を含む。ただし、運用フェーズ見積書のうち、端末及び外付けディスプレイの調達

およびそれらの H/W 保守にかかる費用は別途参考見積として提出するものとし、価格点の評価からは除外する。

- ・5 年間の運用・保守に必要となる見積額については、上限を 2,160,547 千円とする。
(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- ・提案価格は、各社がそれぞれ構築可能で実現性を伴う提案にもとづくものとし、様式 1 1 機能要件一覧中、必須／要望欄が必須および要望の項目についても含むものとする。
- ・契約に必要となる正式な見積書は、業者選定後に改めて提出を依頼することとする。
- ・提示された見積金額(構築費用及び 5 年間の保守・運用に係る費用)は、優先交渉権者の選定に使用する。

3 参加資格要件

(1)	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
(2)	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理を命ぜられていない者であること。
(3)	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
(4)	民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
(5)	暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
(6)	本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで）を受けていないこと。
(7)	本市から豊中市入札参加停止基準(平成 7 年 6 月 1 日制定)に基づく入札参加停止措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで）を受けていないこと。
(8)	労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
(9)	類似業務で他自治体を契約の相手方とした有償での契約実績を有していること。
(10)	コンソーシアム・共同企業体での提案を行う場合は、代表企業及び構成企業が(1)～(9)の要件をすべて満たすこと。

4 スケジュール

項目	日程
実施要領等の公表	令和 7 年（2025 年）5 月 30 日（金）
質問事項の締切	令和 7 年（2025 年）6 月 12 日（木） 午後 5 時必着
質問事項への回答	令和 7 年（2025 年）6 月 20 日（金） まで
提案参加申込書の提出期限	令和 7 年（2025 年）6 月 24 日（火） 午後 5 時必着
企画提案書等の提出期限	令和 7 年（2025 年）6 月 30 日（月） 午後 5 時必着
第一次審査（書類審査）	令和 7 年（2025 年）7 月 1 日（火）～7 月 7 日（月） ※4 社以上の応募事業者があった場合のみ実施
書類審査結果（面接審査実施日時）発送	令和 7 年（2025 年）7 月 9 日（水）
第二次審査（面接審査）	令和 7 年（2025 年）7 月 23 日（水）（予定） ※当日の時間・場所等は、第一次審査後に通知
最終選定結果の通知および公表	令和 7 年（2025 年）8 月上旬予定 ※市ホームページにて公表
契約の締結	令和 7 年（2025 年）8 月上旬～8 月下旬予定

5 質疑の方法

- （1）本実施要領及び別添「豊中市教育 ICT 基盤再整備業務に係る仕様要件及び企画提案依頼書」についての質問がある場合には、下記「1 2 応募先、質問先及び問合せ先（事務局）」に行うこと。この場合、質問書（様式 10）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで送付すること。なお、メール送信後に事務局に電話し、質問書の到着を確認すること。
- （2）質問は、提出に必要な事項に限定する。
- （3）質問事項の締切日時は、令和 7 年（2025 年）6 月 12 日（木）午後 5 時とし、回答は 6 月 20 日（金）までに行う。
- （4）質問への回答は市のホームページに掲示し、個別には回答しない。

6 応募方法

- （1）提案参加申込書等の提出

①提出書類

No	提出書類	留意事項	様式
1	提案参加申込書	正本 1 部のみ提案者の代表者印を押印。副本は複写可。	様式 1
2	誓約書	正本 1 部のみ提案者の代表者印を押印。副本は複写可。	様式 2
3	会社概要		様式 3
4	業務経歴書	本業務を担当する体制を記載すること。	様式 4
5	公募日から過去 3 年以内		様式 5

	の処分歴等の確認書		
6	機密情報に関する誓約書	正本 1 部のみ提案者の代表者印を押印。副本は複写可。	様式 6

②提出部数

正本 1 部、副本 10 部

③提出期限

令和 7 年（2025 年）6 月 24 日（木） 午後 5 時 ※郵送・宅配便についても同様

④提出方法

持参（土日及び時間外は受け付けない。）、郵送、宅配便のいずれかとする。

⑤提出書類の取扱い

提出書類はいかなる場合でも返却しない。

（2）企画提案書等の提出

①提出書類

N o	提出書類	留意事項	様式
1	企画提案書		任意
2	システム概要・構成図	・様式任意とするが、想定されるネットワーク構成図、サーバ構成図、端末利用イメージ図を添付のこと	任意
3	業務実施体制調書	・本業務を担当する体制を記載すること。	様式 7
4	管理技術者及び担当技術者の業務実績		様式 8
5	業務協力会社体制（役割分担）予定		様式 9
6	構築フェーズ見積書	・見積書の宛名は「豊中市教育長」とし、見積金額の積算根拠を明示した内訳書を添付すること。 ・見積金額は消費税込みで明記すること。	任意
7	運用フェーズ見積書	・構築後 5 年間の運用費用について提出する。留意事項については上記の「6. 構築フェーズ見積書」に同じ。 ・必要機器明細書、ユーザライセンス一覧書、デバイスライセンス一覧書を添付のこと。（様式任意）	任意
8	参考見積書	・端末および外付けディスプレイについてメーカー、型番を記載したものを提出す	任意

		る。5年のH/W保守費用も記載すること。	
9	機能要件一覧	・各要件の実現可否及びその手段について回答すること。 ・ファイルのフッターに事業者名に記載すること。	様式 11

②提出部数及び形式

提出部数：正本1部、副本10部。CD-R等でPDFデータも併せて提出すること。

形式等：企画提案書においては以下の条件を満たすものとする。

(1) 表紙には以下の事項を記載すること。

【タイトル】豊中市教育 ICT 基盤再整備業務企画提案書

【提案者名】会社名を記載すること。

【提出年月日】実際の提出日を記入すること。

(2) 公正かつ公平な方法で内容比較を行うため、企画提案依頼書の内容に対応した記載箇所については、記載された業務の項目ごとに分類、章立てした構成とすること。

(3) 書類の規格はA4判とし、文字は10ポイント以上とすること。(図表の説明明所文字はこの限りでないが、視認性を高めるよう配慮して記載すること。)

(4) 平易な文章で、わかりやすい表現を用い、誤解の生じにくい記載内容とすること。

(5) ページ番号を付すこと。

(6) その他詳細については仕様要件及び企画提案依頼書による。

③提出期限

令和7年(2025年)6月30日(月) 午後5時 ※郵送・宅配便についても同様

④提出方法

持参(土日及び時間外は受け付けない。)、郵送、宅配便のいずれかとする。

※郵送、宅配便により提出する場合は、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。

⑤提出書類の取扱い

提出書類はいかなる場合でも返却しない。

7 選定方法

(1) 審査方針

- ・職員で構成する「豊中市教育 ICT 基盤再整備業務受託候補者審査委員会」を設置し、企画提案内容や実施能力等を審査し、優先契約候補事業者を決定する。

なお、審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(2) 審査方法

- ・審査基準に基づき、第一次審査は書類審査、第二次審査は面接審査を行い、総合的に採点し候補者を選定する。

(3) 書類審査の実施

- ・提案者が4者以上あった場合は、面接審査（プレゼンテーション）に先がけて、書類審査を行い、審査基準（仕様審査・提案審査・価格審査）に基づき審査委員会委員の合議により順位を決定し、上位3者を面接審査実施対象者とする。
- ・第一次審査の結果は、それぞれの提案者に通知するとともに、面接審査の実施対象となる提案者には、その旨を文書で通知する。

(4) 面接審査の実施

- ・原則提案者が面接会場に来場のうえ、プレゼンテーションにより提案された内容の実現性や本市の学校教育に寄与・貢献するか等を、審査委員が総合的に審査、評価することによって面接審査を行う。
- ・面接審査に必要となる機材（ノートパソコン・電源タップ等）は提案者が準備するものとする。ただし電源・プロジェクター・スクリーンについては、1か所は豊中市教育委員会事務局が準備する。
- ・面接審査では、企画提案書類に基づき、審査委員から質疑を行う。
- ・面接時間は、1提案者あたり概ね40分以内とする（説明時間20分・質疑応答20分）。
- ・追加資料等は、豊中市教育委員会事務局が求める場合を除き不可とする。
- ・面接審査の出席者は、1提案者あたり3名以内とし、本業務に携わる者で、応募事業の事業責任者、事業担当者とする。

(5) 審査基準

- ・審査は以下の基準により行う。

【提案・仕様点】

企画提案書及び詳細要件の記載内容に基づいて審査・評価を行う。

【評価点】

プレゼンテーションにより提案された内容が本市の事務運営に寄与・貢献するかを判断することによって審査・評価を行う。

【価格審査】

提出された見積書にもとづいて審査・評価を行う。

【処分歴】

本市、組む又は他の自治体の入札参加停止措置又は入札参加除外措置の処分歴がある場合に減点評価を行う。

(6) 優先契約候補事業者の決定について

審査委員会は、委員による合議により、総合的に最も優れた内容の提案を行った事業者を構築に係る「優先契約候補事業者」として決定する。

(7) 審査結果の通知

プロポーザルに参加した提案者のうち、優先契約候補事業者については、「選考結果通

知書」を送付する。それ以外の提案者については、原則として電子メールにより選考順位を通知する。なお、優先契約候補事業者は豊中市教育委員会事務局と仕様並びに価格等の協議の上、豊中市教育委員会事務局の内部手続きを経て、本業務の事業者として決定されるので、優先契約候補事業者の通知をもって本業務の契約を約するものではない。審査方法、過程及び結果についての問合せ、異議については、一切応じない。

8 契約の締結

- (1) 優先契約候補事業者と企画提案書の提案内容をもとに、発注者と協議の上、業務内容等を確定し、その提案者と随意契約により契約を締結する。契約内容と使用、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。なお、優先契約候補事業者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点候補者と契約交渉を開始する。
- (2) 本業務の事業者は、豊中市財務規則（昭和 46 年市規則第 13 号）に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うものとする。（事業者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）
- (3) 契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、契約締結をしないことがあるほか、発注者が被った損害について、損害賠償を求めることがある。

9 提案者の失格

以下の項目のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①本案件期間中に、上記「3 参加資格要件」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- ②提出期限までに提案書類の提出がない場合
- ③提出書類が不備な場合（提案書類の追加や分割提出も認めません。）
- ④企画提案書受領から契約締結日の間に、本市から入札参加停止措置を受けた場合
- ⑤提案上限額を超える提案を行った場合
- ⑥提案内容に虚偽の内容があった場合
- ⑦提案に関して談合等の不正行為があった場合
- ⑧正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合
- ⑨法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ⑩前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

10 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用）は、提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は一切返却しない。なお、選定作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 企画提案書等の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害のないよう十分留意すること。もし、これらの問題が生じて、発注者は一切の責任を負わない。

- (4) 企画提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。
- (5) 提案参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、辞退届（様式 12）を文書で提出すること。
- (6) 審査及び評価の内容、提案者名等の内容についての質問は一切受け付けない。
- (7) 提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- (8) 質問事項の締め切り以降、業務に係る質問は受け付けない。
- (9) 企画提案書類の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。
- (10) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守すること。
- (11) 提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。
- (12) 豊中市教育 ICT 基盤再整備業務に係る仕様要件及び企画提案依頼書・＜様式 11＞機能要件一覧及び調査票で市が提示した要件について、提案者が企画提案書・＜様式 11＞機能要件一覧及び調査票への回答で触れていない場合、当該要件は提案の範囲内で実現可能と判断する。

1 1 応募先、質問先及び問合せ先（事務局）

豊中市教育センター （担当：山口・北出）

〒560-0033 豊中市螢池中町 3-2-1-600

(TEL) 06-6844-5294

(mail) keikaku@city.toyonaka.osaka.jp